

## 瀬戸内・松山ツーリズム推進会議 旅行商品造成促進等事業 申請書

平成 年 月 日

瀬戸内・松山ツーリズム推進会議

会長 清水 一郎 あて

住所

会社名

代表者

印

(旅行業法第3条の登録番号等)

)

瀬戸内・松山ツーリズム推進会議旅行商品造成促進等事業について、次のとおり負担金を申請します。

パンフ等の名称		
商品名・コース名及び それぞれの最少催行人数		
販売期間又は出発日等	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 ( 本)	
掲載項目 (掲載している もの全てに○をつける)	A群：松山市 (観光情報 宿泊情報) B群：広島市、呉市、廿日市市 (観光情報 宿泊情報) C群：石崎汽船、瀬戸内海汽船 D群：J R 四国、J R 西日本	
送客数、のべ宿泊数	人、 泊 (販売目標)	
1号負担金 (造成・販売) について	造成・販売等に必要な費用 円 (別紙予算書のとおり)	
	新規性、周遊性、地域性、連泊、観光ブランディング、販促、企画性等について	
2号負担金 (調査・分析) について	報告いただける内容について	
負担金申請額	1号負担金 (上限36万円) 円	2号負担金 (上限24万円) 円
ほかの助成金等の申請 状況、その他特記事項等		
実施報告の時期	平成 年 月 日頃 (見込み)	
担当窓口	担当者部署 電話番号	肩書・氏名 Email

※ 上記項目が記載されていれば、任意様式や別紙も可

## 収支予算書

### 1. 収入の部

区分	予算額 (円)	摘要 (積算基礎等)
自己資金		
負担金		瀬戸内・松山ツーリズム推進会議
計		

### 2. 支出の部

区分	予算額 (円)	摘要 (積算基礎等)
計		

(造成・販売等に係る負担金)

第5条 第2条第1号の費用に対する負担金（以下「1号負担金」という。）の額は、別表の分類により総合的に判断して決定する。

2 1号負担金の交付の対象とする費用は、対象旅行商品の造成及び販売等に必要な費用とし、人件費を除く。

3 前項の費用は、領収書等により金額が証明できるものに限る。

4 第7条第3項に規定する実施事業者は、領収書及び関係書類を5年間保存するとともに、瀬戸ツーからの求めがあったときは、提出しなければならない。